

ベビーシッター派遣事業割引券(双生児等多胎児家庭用)

<企業→労働者→企業>

発行番号

ベビーシッター派遣事業割引券
(多胎児用)使用報告用半券

◆交付時企業記入欄

交付日 (元号) 年 月 日()
労働者氏名(被保険者証名)

◆利用時ベビーシッター記入欄

利用日 (元号) 年 月 日()
利用時間(24時間法で記入) : ~ :

ベビーシッター名

ベビーシッター事業者名
利用料金 円

◆利用後企業記入欄

| | |
|---------|-----------|
| 利用日時の確認 | 確認印(担当者印) |
|---------|-----------|

承認番号

有効期間 (元号) 年3月31日

ベビーシッター派遣事業割引券(多胎児用)本券※9,000円

<企業→労働者→ベビーシッター事業者→団体>

オモテ面

発行番号

◆交付時企業記入欄

交付日
(元号) 年 月 日()

承認番号

承認事業主名

印

フリガナ

労働者氏名

(被保険者証名)

◆利用時労働者(利用者)記入欄

利用日
(元号) 年 月 日()

利用時間(24時間法で記入)

: ~ :

発行番号

有効期間 (元号) 年3月31日

<ご確認ください>

- ・交付日、労働者氏名は記入されていますか
- ・企業印は押印されていますか
- ・1家庭1日(回)1枚の利用ですか
- ・自宅での利用ですか

注意事項

本券は、労働者氏名欄に記載されている労働者本人が使用できます。

本券は、双生児等多胎児を養育している保護者の保育疲れを解消し、リフレッシュを図つていただくためにご使用下さい。

本件は、1家庭につき1日(回)1枚使用できます。ただし、原則として1年間に2枚まで使用することができます。(条件により、1年間に4枚使用できます。)

本券は、ベビールーム(ベビーシッター事業者が運営するものを含む。)等での集団保育やベビーシッターの自宅等での保育では使用できません。

本券は、掃除、洗濯、炊事等の家事サービスには使用できません。

本券を、他の人に譲って使用することはできません。

本券は、ベビーシッターを利用したときにベビーシッターに手渡すものであり、ベビーシッターを利用した日でなく後日提出した場合は、割引の対象とならない場合があります。

本券は、企業、労働者、ベビーシッター、ベビーシッター事業者の記入項目に記入漏れや押印漏れがある場合は、割引の対象とならない場合があります。

本券の再発行は行いません。

注意事項

【ベビーシッター利用前】

企業は、労働者がベビーシッターを利用する前に、労働者に交付してください。
企業は、割引券の交付時に、交付日、労働者氏名を記入してください。

【ベビーシッター利用後】

労働者は、ベビーシッターを利用したときに、この報告用半券にベビーシッターから利用日、利用時間、ベビーシッター名、ベビーシッター事業者名、利用料金を記入してもらい速やかに企業に提出してください。

企業は、労働者が割引券の使用後に報告用半券を回収し利用日時を確認したうえで、確認印を押印してください。(確認印は、担当者届印と同一とします。)

確認後の報告用半券は、企業が保管してください。

ウラ面